

研究生・科目等履修生に関する注意事項

☆出願要項をよくご確認の上出願してください！

1. 出願書類について

山梨大学科目等履修生細則第4条第2号に定める「最終学校の卒業証明書又は修了証明書」は、出願時点において大学又は大学院に在学中の者については、当該大学の卒業見込証明書又は大学院の修了見込証明書に代えることができます。

ただし、科目等履修生の入学日より前の日付の卒業見込又は修了見込を証明するものに限ります。

2. 履修科目の制限について

- ①科目等履修生が修得できる単位数は、山梨大学科目等履修生細則第8条第1項ただし書きに定めるとおりです。
- ②実験、実技、実習、卒業論文など一部の科目は履修できない場合があります。
- ③入学日時点で他大学に在学中（休学中を含む。）の者は、教育職員免許状取得を目的とした科目等履修を許可しません。
- ④介護等体験実習、教育実習及び教職実践演習の履修は、山梨大学教育学部（教育人間科学部を含む。）の卒業生に限ります。ただし、教育実習及び教職実践演習の履修に際しては、別に定める基準を満たす必要があります。（別に定める基準は学生便覧を参照ください）

3. 入学者の選考について

科目等履修生の選考は、教育学部教務委員会の議を経て、教育学部教授会が行います。

指導教員の了承のみで履修が認められるわけではありません。